

調査基準価格を下回る入札における確認調査について

1 公共工事の入札に参加される方々へ

茨城県では、平成8年度から低入札価格調査制度を取り入れております。この制度は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた際に、落札候補者がその価格により契約内容に適合した履行が出来るかを判断するための調査を実施する制度です。

今回当県では、調査内容の一部を見直し、工事目的物の品質の確保、下請業者等の保護、労働条件の確保及び安全対策の徹底の観点から、落札候補者が適格者であるかを調査することとしました。

調査内容については以下のとおりです。

2 調査内容

(1) 調査のポイント

調査は、以下の観点で行います。

1) 品質の確保

目的物の品質が確保されない危険性がないか確認します。

直接工事費が適正に計上されているかどうかの確認

共通仮設費が適正に計上されているかどうかの確認

技術管理費が適正に計上されているかどうかの確認

2) 下請業者等の保護

適正な下請代金等の支払がされない危険性がないか確認します。

現場管理費が適正に計上されているかどうかの確認

現場管理費に下請負人の現場管理費や一般管理費が計上されているか。

3) 労働条件の確保

適正な労働条件が確保されない危険性がないか確認します。

労働賃金の確認

給料、法定福利費が適正に計上されているかどうかの確認

4) 安全性の確保

施工中の安全性が確保されない危険性がないか確認します。

安全費等が適正に計上されているかどうかの確認

(2) 調査方法

1) 工事費内訳書による積算内容の確認

「工事費内訳書」の内容について以下の調査をします。

「工事費内訳書」の内容が調査失格基準を上回っているか。

・直接工事費は、応札額平均又は設計額のいずれか低い額の75%（機械設備、電気設備工事は65%）以上であること

・共通仮設費は、応札額平均又は設計額のいずれか低い額の60%以上であること

・現場管理費は、応札額平均又は設計額のいずれか低い額の50%以上であること

・一般管理費は、応札額平均又は設計額のいずれか低い額の30%以上であること

応札者全員の、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費毎の平均額

上記の調査を行った後、上記の基準を満たした落札候補者の方に、発注機関が提出期日を指定し、低入札価格調査制度実施運営要領第6条(調査の実施)第1項に定める「その価格により入札した理由(様式第2号)」及び「低入札価格調査用工事費内訳書」等を提出していただき、その内容について調査します。

2) 聞き取り調査

提出された「その価格により入札した理由(様式第2号)」及び「低入札価格調査用工事費内訳書(様式第2-1号)」の内容について聞き取り調査を行います。

す。聞き取り調査の期日については発注機関から連絡があります。

聞き取り調査の際には、工事価格が低価格で済む理由について調査しますので、その理由の正当性を説明していただきます。

なお、聞き取り調査の回数は原則2回とし、2回の聞き取り調査において工事価格が低価格で済む理由について、合理的な説明をしていただけない場合は、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると判断し、原則として失格とします。

3) その他

聞き取り調査の結果、追加資料の提出並びに提出された資料の訂正を求める場合があります。発注機関の調査担当者が提出期日を指定しますので、その指示に従ってください。

3 適否の判定方法

「低入札価格調査用工事費内訳書」等の内容が、以下に該当する場合、聞き取り調査と併せて、その理由の正当性を証明する資料を提出していただきます。

なお、その正当性を証明する資料が提出されなかった場合、又は提出された資料の内容が明らかに常識的な範囲を逸脱している場合は、原則として失格とします。

【各工事共通】

「労務賃金」

- ・日当り賃金が茨城県の最低賃金を下回っている。

なお、各職種毎(職種については、別紙「職種の定義」を参考にしてください。)の労賃が、県の積算単価を下回っている場合は、未熟練工等を使用しての積算を行っている場合などが考えられますので、後日、下請代金の未払い等の問題が生じる恐れを防ぐためにも、員数及び工程数等を慎重に確認させていただきます。

「直接工事費」「工場製作費」

- ・直接工事費・工場製作費に妥当な費用が計上されていない場合。

「共通仮設費」

- ・共通仮設費計(率計上分+積上分)が妥当な範囲を下回っている。

- ・共通仮設費に妥当な費用が計上されていない場合。

施工現場の安全確保のための安全費が計上されていないなど、工事を施工するうえで、必要な経費が計上されていない場合等。

「現場管理費」「工事管理費」

- ・現場管理費・工事管理費に妥当な費用が計上されていない場合。

現場従業員の給料(現場代理人・主任技術者を含む)、現場従業員(現場代理人・主任技術者を除く)の労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料に妥当な費用が計上されていない場合や、現場作業員等に対する安全訓練等に関する安全費が計上されていない場合等。

「一般管理費」

- ・一般管理費に妥当な費用が計上されていない場合。

契約保証費、租税公課及び本支店の従業員(現場代理人・主任技術者を含む)に対する労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料が計上されていない場合等。

【設備系工事の場合】

「機器費」「製作費」

- ・機器費・製作費に妥当な費用が計上されていない場合。

「据付間接費」

- ・据付間接費に妥当な費用が計上されていない場合。

据付工事の管理業務に従事した従業員(現場代理人・主任技術者を含む)、間接工(間接部門の従業員)等の給料が計上されていない場合等。

「設計技術費」

- ・設計技術費計（システム設計に係る従業員の給料手当等＋システム設計に係る管理費等）が妥当な範囲を下回っている。

4 「3 適否の判定方法」における“妥当な費用”の例示

「低入札価格調査用工事費内訳書」の各費目に当工事に係る妥当な費用が計上されているかについて確認します。

“妥当な範囲”，“妥当な費用”の例を以下に示します。

【各工事共通】

(1) 直接工事費・工場製作費

- 1) 各費目について、品質の確保・安全性の確保・労働条件の確保の各観点から最低限必要な費用が計上されていなければなりません。

(2) 共通仮設費

- 1) 運搬費については、自社の貨物自動車等を使用したとしても、運転手の賃金や燃料代等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 2) 準備費については、事前測量や丁張り設置等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 3) 事業損失防止費については、該当工事である場合、自社の資材を使用したとしても、設置撤去等に要する労務費等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 4) 安全費については、自社の資材や設備等を使用したとしても、設備等の設置撤去等に要する労務費や電気代又は発電機の燃料代等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 5) 役務費については、該当工事である場合、それに最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 6) 技術管理費については、自社の資材を使用したとしても、各種試験費や写真現像代等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 7) 営繕費については、現場事務所の設置撤去等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。

(3) 現場管理費・工場管理費

- 1) 労務管理費については、最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 2) 安全訓練等に要する費用（現場労働者）については、毎月1回、半日程度の安全訓練を行う費用が計上されていなければなりません。
- 3) 租税公課については、現場で使用する車両の自動車税等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 4) 保険料については、必要に応じてその費用が計上されていなければなりません。
- 5) 従業員給料（現場従業員（注）現場代理人・主任技術者を含む）については、現場代理人・主任技術者の給料に相当する費用が、請負額500万円以上の下請工事においては、主任技術者に相当する費用が、それぞれ計上されていなければなりません。
- 6) 退職金（現場代理人・主任技術者を除く現場従業員）については、現場代理人・主任技術者を除く現場従業員を置く場合、それに相当する費用が計上されていなければなりません。
- 7) 労災保険料（現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く）については、元請工事において下記の「労災保険料」により算定された「労災保険料」に相当する費用が計上されていなければなりません。

労災保険料の算定方法

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」では数次の請負によって行われる建設事業については、元請業者が全体の工事についての事業主として労働保険の適用を受けることとなります。すなわち、建設事業が数次の請負によって行われるときは、個々の下請工事を独立した事業として把握しないで、一部特例を除き、全て元請工事に吸収され一つの事業として取り扱うこととなります。従って、元請業者は、その下請工事に従事する全ての労働者につ

いて、保険料納付の義務を負うこととなります（同法第 8 条第 1 項）。

一部特例

下請工事の保険料の額が 160 万円以上又は下請金額が 1 億 9,000 万円以上になる場合であって、元請業者と下請業者が共同で「下請負人を事業主とする認可申請書」を所管の労働基準監督署長を經由して都道府県労働局長に提出し、その認可を受けた場合には、その下請業者がその下請工事の事業主となることを認めています（同法第 8 条第 2 項）。なお、この場合でも下請工事の労災保険料は原則として、元請工事の労災保険料と同じになります。

建設工事における保険料は、その工事の全期間に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額に、労災保険率を乗じて計算するのが原則です。しかしながら、建設工事は事業の特殊性から数次の請負により施工されるのが常態ですから、通常元請業者が下請業者の使用する労働者を含めて保険に加入しなければなりません。元請業者はその工事全体の支払い賃金総額を正確に把握することが困難な場合もあります。そこで、この様な場合は、賃金総額を請負金額から計算する特例が認められています（同法第 11 条第 3 項）。

この特例による賃金総額は、その工事の請負金額に事業の種類毎に定められた「労務費率」（別表 - 1「建設事業における労災保険料及び労務費率表」を参照）を乗じた額が、その工事の賃金総額とされます。

別表 - 1

	事業開始日が平成 15 年 4 月 1 日以降のもの	
	労災保険率	労務費率
ずい道等新設事業	1,000 分の 129	20 %
道路新設事業	1,000 分の 29	21 %
舗装工事業	1,000 分の 17	20 %
鉄道又は軌道新設事業	1,000 分の 30	23 %
建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	1,000 分の 17	21 %
既設建築物設備工事業	1,000 分の 14	21 %
機械装置の組立て又は据付けの事業 （組立又は取り付けに関する事業） （その他のもの）	1,000 分の 16	41 % ---(41%)--- (21%)
その他の建設事業	1,000 分の 23	24 %
「労災保険料」の算出		
$\text{労災保険料} = \text{請負金額} \times \text{労務費率} \times \text{労災保険率}$		

（参 考）

1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含め工事における元請、下請、孫請等の全ての労働者の賃金を正確に算定でき、作業日報、賃金台帳の原本等の書類を 3 年間保存できる場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定します。この場合、賞与等の一時金も参入されますので注意してください。

2 請負金額による算定（賃金総額を正確に算定することが困難なもの）

建設事業では、一般的には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、保険料率を乗じて保険料を算出しますが、その場合、請負金額とは、工事請負契約上の代金（消費税を含む。）、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物のみを控除したものを請負金額といいます。

請負代金	+	請負代金に加算する額	-	請負代金から 控除する額	=	請 負 金 額
契約金額・施主 からの金銭給付		(支給資材の価額相当額) +		下記(注)参照		
		(貸与物の賃貸料や損料相当額)				

(注) 請負代金から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据え付け事業」の機械装置のみです。

- 8) 雇用保険料(現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く)については、被保険者に係る以下の雇用保険料に相当する費用が計上されていなければなりません。
 雇用保険料 = 賃金総額 × 雇用保険率
 雇用保険率は 1000 分の 20.5(うち、事業主負担分は 1000 分の 12.5)(H14.10.1 改定)
- 9) 健康保険料(現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く)については、被保険者に係る以下の健康保険料に相当する費用が計上されていなければなりません。
 健康保険料 = 賃金総額 × 健康保険率
 健康保険率は、政府管掌保険では 1000 分の 82(H15.4.1 改定)、健康保険組合では 1000 分の 30 から 95 までの範囲で健康保険組合毎に定められています。
 健康保険料は事業主と被保険者が折半で負担します。
- 10) 厚生年金保険料(現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く)については、被保険者に係る以下の厚生年金保険料に相当する費用が計上されていなければなりません。
 厚生年金保険料 = 賃金総額 × 厚生年金保険率
 厚生年金保険率は、13.58 % (H15.4.1 改定)
 厚生年金保険料は事業主と被保険者が折半で負担します。
- 11) 建設業退職金共済制度掛金(現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く)については、元請工事と下請工事のその合計額が下記の「共済証紙購入費の算定方法」により算定された「共済証紙購入費」以上でなければなりません。

共済証紙購入費の算定方法

国土交通省及び厚生労働省では、元請業者に対して、元請業者自らが雇用する労働者について必要となる証紙と下請業者(二次以下の下請業者を含む。)が雇用する労働者について必要となる証紙を一括して購入し、その購入した証紙を下請業者に支給する方法を取るよう指導しています。ただし、下請業者が自ら雇用する労働者について必要となる証紙を購入して労働者に証紙を支給しても、全く違法ではありません。

つまり、元請業者が一括して証紙を購入する場合の購入額が、元請工事と下請工事に計上している証紙購入費の合計額とほぼ同額であれば適正であるということになります。

共済証紙は、建設業退職金共済制度の被共済者である労働者の就労日数を的確に把握し必要枚数を購入することが原則です。しかしながら、的確な把握が困難な場合においては別表 - 2「共済証紙購入の考え方について」を参考に購入することも認められています。

別表 - 2 共済証紙購入の考え方について

総工事費 (単位千円)		総工事費に占める共済証紙代金の割合				
		1,000 ~ 9,999	10,000 ~ 49,999	50,000 ~ 99,999	100,000 ~ 499,999	500,000 以上
土	舗装	3.5/1000	3.3/1000	2.9/1000	2.3/1000	1.7/1000
	橋梁等	3.5/1000	3.2/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.6/1000
	ずい道	4.5/1000	3.6/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.9/1000
	堰堤	4.1/1000	3.8/1000	3.1/1000	2.5/1000	1.8/1000
木	浚渫・埋立	3.7/1000	2.8/1000	2.7/1000	1.9/1000	1.7/1000
	その他の土木	4.1/1000	3.6/1000	3.1/1000	2.3/1000	1.8/1000
建築	住宅・同設備	4.8/1000	2.9/1000	2.7/1000	2.2/1000	2.0/1000
	非住宅・同設備	3.2/1000	3.0/1000	2.5/1000	2.1/1000	1.8/1000
設備	屋外の電気等	2.9/1000	2.1/1000	1.8/1000	1.4/1000	1.1/1000
	機械器具設備	2.2/1000	1.7/1000	1.4/1000	1.1/1000	1.1/1000

「共済証紙購入費」
 下記により算定します。

共済証紙購入費 = 請負金額 × 総工事費に占める共済証紙代金の割合

(注) 総工事費とは、請負金額と無償支給材料評価額の合計をいいます。

(参 考)「共済証紙購入の考え方」における工事種別分類表

工事種別		判断の目安(具体的な例)
土	舗装	<ul style="list-style-type: none"> 道路, 駐車場, 通路, 空き地などを砂利・アスファルト等で整備舗装する土木工事。 ただし, 管や電線路埋め戻しによる道路舗装(復旧)工事は除く。
	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁, 高架道, モノレール等の高架鉄道, 歩道橋, 立体交差道, 高架連絡橋(通路)などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。
	ずい道	<ul style="list-style-type: none"> トンネル(沈埋工法のものを含む), 地下鉄道, 地下通路などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。 なお, 地下街は「その他の土木工事」に区分される。
	堰堤	<ul style="list-style-type: none"> (発電用や砂防などの)ダム, (防波, 防潮, 防砂, 導流, 消波堤等の)堤防, (可動堰等の)堰, 防波水門, 消波堤, 護岸, よう壁, 防災調整池, 山腹工事などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事(地下水遮断工事, 集水井工等の排水工事等)。
木	浚渫・埋立	<ul style="list-style-type: none"> 海底, 川底, ダム底にたまった土砂や砂利等の掘削・撤去工事(該当土砂等の運搬や残土処分なども一括して行う場合もこれに含まれます)。 航路, 泊地, 舟だまり等臨海部の埋立造成(護岸工事), 畑や沼地などの埋立宅地造成, 橋梁築造等のための築島, 河川等の浚渫, 浸食海岸の砂入れなどの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。
	その他の土木	<p>上記に属さない土木工事。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 切土部分の掘削, 土取り場, 岩等の掘削, 構造物基礎の掘削などの土木工事。 河川の排水機場, 下水処理施設, 廃棄物処理場, ゴミ処理場の建設工事。 一般の道路, 農道, 林道, 鉄道, 軌道の築造などの土木工事。 地滑り防止工事, 山留工事などの土木工事。 公園, 緑地, 広場, 校庭, 青空駐車場, 霊園, 動物園, 植物園の造築などの土木工事。 空港滑走路, 港の整備, 築造などの土木工事。 河川の整備, 改修などの土木工事。 農地, 草地, 開拓地, 干拓地, 農業用水路, ため池などの農業土木工事。 土木構築物の解体工事。 土地造成工事。 上・下水道における管渠, 共同溝, パイプラインなどの管(渠)工事及びこれに附帯する土木工事。 路側道路標識設置・ガードレール敷設などの工事。 道路清掃・道路白線敷設などの工事。 道路等の防水工事・補修工事。 防護柵, フェンス等の敷設工事。
建築	住宅・同設備工事	<ul style="list-style-type: none"> マンション等の住宅や主に公務員の宿舎, 寮, 寄宿舍, 合宿所の宿泊棟(準住宅扱い)などの住宅に該当する建築工事及びこれらの工事に附帯する設備工事。 これらの建物に附帯する物置, トイレ, 土蔵, 車庫などの附属建築物の建築工事を含む。 マンション, 宿舎等の解体工事。 建築で受注のマンション, 宿舎等のはつり(外壁はがし)工事。 マンション, 宿舎等のビル外壁塗装工事。
	非住宅・同設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 官庁, 校舎, センター, 再開発ビル, 研究所, 博物館や美術館, 病院, 図書館, 体育館, 競技場, ドームスタジアム, 観測所, 職業訓練校, 保養所や宿泊所, 研修所, 郵便局などの非住宅に該当する建築工事及びこれらの工事に附帯する設備工事。 これらの建物に附帯する物置, トイレ, 車庫などの附属建築物の建築工事を含む。 官庁, 学校等の解体工事。 建築で受注の官庁, 学校等のはつり(外壁はがし)工事。

工事種別		判断の目安（具体的な例）
		・官庁，学校等のビル外壁塗装工事。
設 備	屋外の電気等	・屋外（地中，架空，水中などの）送電線，配電線，通信・電話線及びケーブル，光ファイバーケーブル，PHS等無線アンテナ，街灯，ライトアップ施設，これらの支持柱，支持鉄塔等並びにこれに設置された変圧設備などの工事。 ・信号機設置工事。 ・電線路共同溝（他の区分に属するものを除く）の工事。 ・これらの工事に附帯する土木工事。
	機械器具設備	・工場等における動力設備，機械基礎，築炉，変電設備，屋外通信・電話設備，電光文字設備，機械信号施設，遊戯設備，有線・無線電話機械据付，無線電信機械据付，抗井（石油・天然ガスの掘削）設備，電気信号設備などの機械単独工事，各種プラント。 なお，建築物内の電力，冷暖房，空調，消防，昇降等の建築設備工事は「住宅・同設備工事」又は「非住宅・同設備工事」に区分する。 ・これらの工事に附帯する土木工事。

12) 外注経費については，下請を利用する場合には，外注に係る最低限必要な経費が計上されていなければなりません。

13) 工事登録費については請負額（消費税込み）が 500 万円以上であれば，元請工事においてC O R I N Sの登録が必要となります。元請工事において最低限下記の費用が計上されていなければなりません。

- ・ 請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事 2,800 円（受注時登録）
- ・ 請負金額 2,500 万円以上 8,600 円(工事 1 件につき)

(4) 一般管理費

1) 法定福利費については，元請工事において現場代理人と主任技術者の法定福利費が適正に計上されていなければなりません。

・ 労災保険料

労災保険料 = 賃金総額 × 労災保険率

労災保険率は別表 - 1 「建設業における労災保険料率及び労務費率表」のとおり

・ 雇用保険料

雇用保険料 = 賃金総額 × 雇用保険率

雇用保険率は 1000 分の 20.5（このうち事業主負担分は 1000 分の 12.5）

・ 健康保険料

健康保険料 = 賃金総額 × 健康保険率

健康保険率は，政府管掌健康保険では 1000 分の 82，健康保険組合では 1000 分の 30 から 95 までの範囲で健康保険組合毎に定められています。健康保険料は事業主と被保険者が折半で負担します。

・ 厚生年金保険料

年金保険料 = 賃金総額 × 厚生年金保険率

厚生年金保険率は 13.58 %

厚生年金保険料は事業主と被保険者が折半で負担します。

2) 契約保証費については元請工事において下記で算定する契約保証料が計上されていなければなりません。但し，茨城県では請負に付す額が 500 万円未満の工事については，契約保証を求めてはなりません。

契約保証料 = (保証金額 × 乗数) - 差引金額

保証金額とは請負金額の 10 %

保証率は別表 - 3 「保証率表」のとおり

別表 - 3 保証料率表

	乗数(保証料率)	差引金額
300万円以下の金額	100分の0.45	-
300万円を超え, 1,000万円以下の金額	100分の0.65	6,000円
1,000万円を超え, 2,000万円以下の金額	100分の0.68	9,000円
2,000万円を超え, 5,000万円以下の金額	100分の0.68	9,000円
5,000万円を超え, 1億円以下の金額	100分の0.72	29,000円
1億円を超える金額	100分の0.72	29,000円

【設備系工事の場合】

(1) 機器費・製作費

- ・各費目について、品質の確保・安全性の確保・労働条件の確保の各観点から最低限必要な経費が計上されていなければなりません。

(2) 据付間接費

- ・間接工・管理業務者の給与手当及び機械設備据付工、技術者の退職金等
【各工事共通】 現場管理費 5) 従業員給料と同じ
- ・法定福利費
【各工事共通】 一般管理費 1) 法定福利費と同じ

(3) 設計技術費

- ・システム設計に係る従業員等の給料手当や福利厚生費が適正に計上されていなければなりません。

5 「3 適否の判定方法」における“理由の正当性を証明する資料”の例示

調査の際には、聞き取り調査を行うまでに、「低入札価格調査制度実施運営要領」(以下、要領という。)第6条第1項～に記載された各様式を作成し、理由の正当性を証明する資料を提出してください。作成方法については以下のとおりです。

【各工事共通】

(1) 直接工事費・工場製作費

- ・様式第2号にその価格で入札した理由を記載し、具体的な施工歩掛りを提出してください。
- ・在庫品を保有していることを理由にする場合は、様式第2-2号に保管されている在庫品の棚卸し金額を記載し、写真を提出してください。なお、写真は場所が特定できるように保管場所の全景と在庫品の全景、さらに工事現場に搬入されたものと同じであることを確認するため、製造番号等を識別できる必要があります。
- ・資材等が安く購入できることを理由にする場合は、様式第2-3号に資材メーカーの見積書(社判が押印されたもの)を提出してください。なお、積算したものを最終的に大幅な値引き(通称“仕切”と言われている)がされているような不審な見積書は認められません。
- ・施工機械が自社所有であることを理由にする場合は、様式第2-4号にその施工機械の今期減価償却額を記載し、全景写真と購入年月日が確認できる書類の写しを提出してください。

(2) 共通仮設費計

- ・個々の費目において、具体的な算出根拠を提出してください。特に安全管理については様式第2-6号を作成いただき、技術管理と併せて具体的な施工計画書を提出してください。

- ・貨物自動車^①が自社所有であることを理由にする場合は、様式第2 - 4号にその貨物自動車の今期減価償却額を記載し、車検証の写しを提出してください。
- ・仮設に使用する資材等が自社所有であることを理由にする場合は、様式第2 - 2号にその資材の減価償却額を記載し、写真を提出してください。なお、写真は場所が特定できるように保管場所の全景とその資材の全景が写っていることが必要です。

(3) 現場管理費・工場管理費

- ・具体的な算出根拠を提出してください。

(4) 一般管理費

- ・具体的な算出根拠を提出してください。

【設備系工事の場合】

(1) 機器費・製作費

- ・機器等が安く購入できることを理由にする場合は、様式第2 - 3号に機器メーカーの見積書（社判が押印されたもの）を提出してください。但し、積算したものを最終的に大幅な値引き（通称“仕切”と言われている）がされているような不審な見積書は認められません。
- ・在庫品を保有していることを理由にする場合は、様式第2 - 2号に保管されている在庫品の棚卸し金額を記載し、写真を提出してください。なお、写真は場所が特定できるように保管場所の全景と在庫品の全景、さらに工事現場に搬入されたものと同じであることを確認するため、製造番号等を識別することが必要です。

(2) 据付間接費

- 【各工事共通】 現場管理費 5) 従業員給料と同じ

(3) 設計技術費計

- ・具体的な算出根拠を提出してください。

6 平成18年3月31日以前に入札公告を行った案件への適用

今回改正した調査内容、手順は適用しません（改正前の調査方法を適用します）。